

「サウジアラビアの統治基本法 第1～9章(第1～83条)」

日本貿易振興機構(ジェトロ) リヤド事務所 編

※ **本資料のご利用にあたって**

本資料はアラビア語からの仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

統治基本法

第1章 総則	第1～4条
第2章 (政府)	第5～8条
第3章 サウディ社会の根幹	第9～13条
第4章 経済原則	第14～22条
第5章 権利義務	第23～43条
第6章 国家権能	第44～71条
第7章 財政	第72～78条
第8章 監査機関	第79～80条
第9章 一般規定	第81～83条

第1章 総則

第1条 国家

サウディアラビア王国は、アラブ・イスラムの主権国家であり、その宗教はイスラムであり、その憲法はコーランおよびスンナとする。また、言語はアラビア語を使用し、首都はリヤドに置くものとする。

第2条 祝日

王国の祝日は Eid Al-Fitr(断食明けの祭り)と Eid Al-Adha(犠牲祭)とし、イスラム歴を使用する。

第3条 国旗

国旗は以下の通りとする。

- a. 色は緑とする。
- b. 縦の長さは、横の長さの3分の2とする。
- c. 国旗の真ん中には“la ilah illah and Mohammed rasoul ullah”(アッラーの他に神は無し、ムハンマドは神の使徒なり)と表記し、その下に、剣を置き、半旗にはしないものとする。

第4条 紋章

国家の紋章は交差した2本の剣とその交差の上部に椰子の木を置いたものとする。法令にて国歌と勲章を定めるものとする。

第2章 (政府)

第5条

- a. 王国の政体は君主制とする。
- b. 王国の統治は、建国の父アブドルアジーズ・ビン・アブドッラハマーン・アルファイサイル・アールサウードの子および孫に委ねられるものとする。その中の最も相応しいものがコーランとスンナの導きにより王位に付くものとする。
- c. 国王は、勅令により皇太子を選任または解任する。
- d. 皇太子は国王から委任された任務と皇太子としての義務を遂行するものとする。
- e. 国王死去の際は、正式の即位が行われるまで、皇太子がその後を継ぐものとする。

第6条 国王への忠誠

国民は、コーランとスンナの教えに則り、いかなる時も君主に忠誠を尽くすものとする。

第7条 政治理念

王国の統治理念はコーランとスンナの教えによるものとし、コーランとスンナが基本法ならびに全ての王国の規則を支配するものとする。

第8条

王国の統治はイスラム法に従った、正義、教義、平等に基づくものとする。

第3章 サウディ社会の根幹

第9条 家族

家族はサウディ社会の中核であり、各人はイスラムの教義、アッラーと予言者と統治者への服従、本基本法の尊重と実施、愛国心ならびに国とその歴史に対する誇りに基づき養育される。

第10条

王国は家族の団結、家族によるアラブ・イスラムの価値観の保持、家族全員の保護と彼らの資質と能力開発のための環境作りを図るものとする。

第11条 社会基盤

サウジ社会は国民によるイスラムの遵守、国民間の協調と相互扶助、団結に基盤を置く。

第12条 国家団結

王国は国家団結の強化を促進し、分裂、騒乱、崩壊を引き起こすあらゆる造反運動の防止に努

める。

第13条 教育理念

教育は、イスラムの信条を若い世代に教化することと、彼らが愛国心と国の歴史に誇りを持って社会建設に貢献するための技術と知識の習得を目指すものとする。

第4章 経済原則

第14条

王国内の地中・地表上又は領海上ならびに王国の権益が及ぶ全ての富ならびにその富のすべての資源は、法令の定めるところに従い、国家に帰属する。法令により、国家の利益、安全保障と経済に資するこれらの富の利用、保護、開発の方法が明示されるものとする。

第15条

法令に定めのある場合を除き、国家資源のいずれについても利権供与、投資が行われることはない。

第16条 公共財

公共財は大切にすべきものであり、王国はその保護に努めることとし、国民と住民はその保持に努めることとする。

第17条 相有権と資本

所有権、資本、労働は王国の経済と社会制度の根幹をなすものであり、イスラム法に基づく社会奉仕のための私権である。

第18条 私的所有権

王国は私的所有の自由を容認し、その財産権は公共の利益のため以外に収用されることはなく、その場合は正当な保障を伴うものとする。

第19条 財産の没収

財産の公的没収はこれを禁止する。私的没収に対する罰は裁判所の判決に基づくものとする。

第20条 租税公課

必要性和正当性がある場合以外は、租税公課が課せられることはない。法令に定める場合を除き、租税公課の徴収、修正、廃止、免除は許可されることはない。

第21条 ザカート

ザカート税はイスラム法に従い徴収されるものとする。

第22条 開発

経済・社会開発は科学的かつ正当な計画の観点より実施されるものとする。

第5章 権利義務

第23条 教養

王国はイスラムの教養を保護し、イスラム法を適用し、善行を薦め、悪を罰し、イスラムの求める義務を履行するものとする。

第24条 二聖モスクと巡礼

王国は二聖モスクに奉仕し、その修理を行い、来訪者が快適かつ容易に巡礼し、小巡礼、訪問を行えるような彼らの安全と保護に努める。

第25条 アラブ・イスラム国家

王国は意見の統一と団結というアラブ・イスラム諸国の理想の実現に努めるものとし、同時に友好国との関係も深めるものとする。

第26条 人間の権利

王国はイスラム法にのっとり人間の権利を保護するものとする。

第27条 国民の権利

王国は非常時、疾病、身体障害、老齢の場合において国民およびその家族の権利を保護し、社会保障制度を充実させ、社会福祉事業に対する企業と個人の参画を奨励するものとする。

第28条 労働者と雇用主保護

王国は労働可能な国民の就労分野を整備し、労働者と雇用主を保護する制度を制定するものとする。

第29条 科学・芸術・文化

王国は科学・芸術・文化を保護し、科学研究を奨励し、アラブ・イスラムの文化遺産を保護し、アラブ・イスラムならびに人類の文明に貢献するものとする。

第30条 一般教育

王国は一般教育を普及させ、文盲解消に努める。

第31条 公衆衛生

王国は公衆衛生に留意し、全国民のための医療サービスの普及に努める。

第32条 環境

王国は環境保全・保護・開発と、環境汚染の防止に努める。

第33条 軍隊

王国は軍隊を創設・整備し、イスラム教義、二聖モスク、社会と祖国の防衛の任に当たらしめる。

第34条 防衛

イスラム教義、社会及び祖国の防衛は全国民の義務である。法令により、兵役の規則が明示されるものとする。

第35条 サウディ国籍

法令により、サウディ国籍に関する規則が明示されるものとする。

第36条 治安

王国はすべての国民と住民の安全を保証する。法令に定めある場合を除き、個人の行動の束縛、逮捕、投獄は、認められないものとする。

第37条 住居不可侵

住居は不可侵であり、法令に定めある場合を除き、家主の承諾を得ずにその住居に立ち入り、搜索をすることは、認められないものとする。

第38条 処罰

処罰は当人に止まるものとし、犯罪および処罰はイスラム法の定め、もしくは法令の定めるところに拠るものとする。

第39条 情報活動

情報・出版ならびに言論活動は王国の制度に準拠し、適正に実施され、イスラム共同体の文化発展と統一に参画するものとする。煽動、分裂を導くもの、国家安全保障と広報活動に危害を加えるもの、個人の人権、尊厳を傷付けるもの、これら全ては禁止され、法令により明らかにされるも

のとする。

第40条 伝達手段

電信、郵便、電話ないし他の伝達手段による連絡は、保証されており、法令に定めある場合を除き、その差し止め、遅滞、誤報または、盗聴は認められないものとする。

第41条 居住者

王国に居住するものはその法令を遵守し、サウディ社会の価値観と伝統ならびに感情を尊重するものとする。

第42条 政治亡命と犯罪人引き渡し

王国は公共の利益に反しない場合、政治亡命の権利を認める。犯罪人の国外への引き渡しについては法令と国際条約によりその規則と手続きが決定されるものとする。

第43条 国王と皇太子のマジュリス

国王ならびに皇太子のマジュリス(会合)はすべての国民ならびに不平・不満のある人々に開放されており、各人には、陳情する権利がある。

第6章 国家権能

第44条 王国の国家権能は次の三権により成り立つものとする。すなわち、司法権、行政権、立法権である。これら三権の責務は、相互協力の上、遂行され、その拠り所は国王である。

第45条 ifta

サウディアラビア王国における ifta(法的解釈を提示すること)の法源はコーランとスンナにあり、法令において、上級ウラマー(法学者)の位階制度、科学研究と ifta の管理機関およびその責務が明らかにされる。

第46条 裁決

司法は独立の権威であり、裁決はイスラム法の権威のみに委ねられる。

第47条 訴訟権

すべての国民ないし居住者は平等に告訴する権利を有する。法令にて、必要な手続きを定めるものとする。

第48条 裁判所

コーランとスンナの教義およびそれに反しない為政者の公布した法令に基づき、裁判所は、法廷に提訴された全ての訴訟について、イスラム法を適用する。

第49条

下記53条に鑑がみ、裁判所は、全ての紛争と犯罪の処理に当たるものとする。

第50条

国王またはその代理人は裁決の実行に努めるものとする。

第51条 最高司法評議会

法令において最高司法評議会の設立とその責務ならびに裁判所の組織と責務が明示されるものとする。

第52条 裁判官の任命

法令と最高司法評議会の提案に基づき、勅令により、裁判官は任命または罷免される。

第53条 苦情処理委員会

法令にて、苦情処理委員会の組織ならびにその責務が明示されるものとする。

第54条 調査機関

法令にて、調査・検察機関の組織ならびに責務が明示されるものとする。

第55条 国王とイスラム共同体

国王は、イスラムの宗規に基づきイスラム共同体を導き、イスラム法と法令の適用、国家政策の施行、国家安全保障と防衛を行うこととする。

第56条 閣僚会議

国王が首相となり、閣僚会議メンバーは、諸規則に従い、国王の業務を補佐する。閣僚会議規則において、内政、外交、政府機関の構成およびそれ等の調整に関する閣僚会議の権限が明示されるものとする。さらに閣僚の資格、その権限等閣僚に関する全ての事項は、法令により明らかにされる。閣僚会議規則と責務は本基本制度に従い、修正されるものとする。

第57条 副首相・閣僚の任命と罷免

- A. 国王は勅令により副首相および閣僚会議メンバー(大臣)を任命または罷免する。
- B. 副首相および閣僚会議メンバーは、イスラム法と法令の適用ならびに国家政策の施行につい

て国王に対し、責任を負う。

C. 国王は閣僚会議の解散と再組閣を行う。

第58条

国王は法令に基づき、勅令により、大臣・次官ならびに高官を任命または罷免する。大臣ならびに独立機関の長は、首相に対し、その省または機関についての責任を負う。

第59条 公務員規則

給与、報酬、保証、特典、年金は、公務員規則に明示される。

第60条 軍最高指令官

国王は全軍の最高指令官であり、法令に従って将校の任免を行う。

第61条 非常事態・総動員・宣戦

国王は非常事態・総動員・宣戦を布告する。本件に関する規則が法令にて明示される。

第62条 国家安全と危機

国王の安全、国土の統一、国民の安全と利益が危機に瀕し、国政が正常に行われないうとき、国王はその危機に対処するため緊急の対策を取る。またその措置が継続を要するときは国王は必要な決定を行う。

第63条

国王は他国の国王、元首を接受し、外国における国王の代表を任命し、また、国王に駐在する外国代表の信任状を受理する。

第64条 勲章

国王は法令により、勲章を授与する。

第65条 最高機能

国王は勅令によりその権能の一部を皇太子に委譲することができる。

第66条

国王が外国に渡航する際は、国王は勅令を發布し、同勅令の規定するところにより、皇太子をその代理として国政にあたらしめ、国民の利益を守らしめるものとする。

第67条 立法権

イスラム法に従って、国政腐敗の防止と国益の実現のため、立法機関は、法令と諸規則を制定し、本基本制度、閣僚会議規則ならびに諮問評議会制度に従い、その責務を果たす。

第68条 諮問評議会

諮問評議会が設立されるものとする。その設立方法、責務の遂行方法ならびにその構成メンバーの選任方法は、同議会制度に明示される。国王は諮問評議会の解散と再組織を行う。

第69条 諮問評議会と閣僚会議

国王は、閣僚会議と諮問評議会を合同で開催し、必要によりその指名するものを出席させ、討議せしめることができる。

第70条 諸規則と国際協定

各種規則、条約、国際協定、利権協定は勅令により交付ならびに修正される。

第71条

諸規則は官報に掲載され、他に日を特定しないかぎり、その発行の日をもって効力を持つものとする。

第7章 財政

第72条

A.法令において国家収入と国庫への移管に関する規則が明示される。

B.法令の定めによる方法に従い、歳出入が決定される。

第73条 国庫

予算措置のあるもののみ、国庫よりの支出が認められる。予算が不足する場合、勅令をもってその支払を行うものとする。

第74条 国家資産

国家の資産は法令に定めある場合を除き、売却、租借、処分されることはない。

第75条 通貨と銀行

法令により、通貨、銀行、度量衡に関する規則が明示されるものとする。

第76条 予算

法令により、国家会計年度が定められる。国家予算は勅令をもって発表され、予想歳入歳出を含むものとする。国家予算は少なくとも会計年度開始の1カ月前に発表されるものとする。緊急の事態が発生し、会計年度開始前の新予算の発表が不可能な場合は、新予算が発表されるまで前年度予算に従うものとする。

第77条 収支決算

会計年度末に所轄期間は収支決算報告をまとめ、首相に提出するものとする。

第78条 政府機関の予算

政府機関の予算と収支決算報告は、国家予算とその収支決算と同様の手続きをする。

第8章 監査機関

第79条

全ての国庫歳出入ならびに動産・不動産を問わず国有財産は適正に監査・使用・保持されるものとする。これらの監査についての年次報告書は首相に提出されるものとする。法令において管轄の官庁とその責務が明示されるものとする。

第80条 政府機関の監督

政府機関は効果的な行政と適正な法令の運用を行うよう監督される。財政・行政上の違反は調査された後、年次報告書として、首相に提出される。法令にて担当政府機関とその責務が明示される。

第9章 一般規定

第81条

本基本制度の適用は王国が外国、国際機関・団体と結んだ条約、協定に抵触しないものとする。

第82条

本基本制度 第7条が遵守される限り、この基本制度に定める規定は、戦争時、非常事態宣言時および法令に規定されている特定の時に臨時的措置が取られる場合を除き、いかなる場合にも妨げられないものとする。

第83条

本基本制度の修正は、本制度発布時と同様の手続きでのみ行われるものとする。